



島根県報

平成19年10月16日 (火)
第 1,923 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

島根県個人情報保護条例第22条第 1 項の規定による個人情報の一部改正	(総 務 課)	1
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく指 定地方公共機関の指定	(消 防 防 災 課)	1
保安林の指定施業要件の変更 (3 件)	(森 林 整 備 課)	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示 (7 件)	(")	3
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	8
道路の供用開始	(")	8
都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	9

公 告

島根県立美術館の指定管理者の募集	(文 化 国 際 課)	9
島根県立はつらつ体育館の指定管理者の募集	(障 害 者 福 祉 課)	15

正 誤

平成19年 9 月28日付け島根県報号外第108号中	(警 察 本 部)	18
----------------------------	-------------	----

告 示

島根県告示第820号

島根県個人情報保護条例第22条第 1 項の規定による個人情報 (平成14年島根県告示第798号) の一部を次のように改正し、平成19年10月16日から施行する。

平成19年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表のクリーニング師試験の項口頭により開示請求をすることができる場所の欄中「健康福祉部薬事衛生課」の次に「及び受験者の住所を所管する保健所」を加える。

島根県告示第821号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号) 第 2 条第 2 項の規定に基づき、指定地方公共機関を次のとおり指定したので、告示する。

平成19年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定した法人の名称
日ノ丸自動車株式会社
- 2 指定日
平成19年10月 9 日

島根県告示第822号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成5年6月1日農林水産省告示第613号

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役場及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第823号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年9月14日農林水産省告示第1312号

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第824号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成7年9月21日農林水産省告示第1531号（2に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第825号

平成19年島根県告示第751号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を関係市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
松江市美保関町諸喰字川北76	谷田 正一	鳥取県境港市湊町103
浜田市弥栄町木都賀八300	野上 繁道	浜田市弥栄町木都賀八200
大田市川合町川合字長田4294 - 4	貴田 キク	大田市川合町川合152
大田市川合町川合字長田1452 - 2	那須 義範	神戸市東灘区魚崎西町4 - 2 - 18

島根県告示第826号

平成19年島根県告示第752号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を関係市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
安来市広瀬町奥田原1425	北川 謹介	松江市西生馬町14 - 4
浜田市金城町小国八392 - 27、八392-28	桑原 房三郎	浜田市金城町小国八355
浜田市金城町長田口261 - 19	石橋 態太	浜田市金城町長田296
浜田市金城町小国イ999、金城町波佐イ1069 - 4	奥本 又治	浜田市金城町小国イ750
浜田市金城町波佐イ1102 - 6、イ1102 - 7、イ1104 - 1 からイ1104 - 3 まで、イ1105、イ1107 - 3	奥本 和夫	浜田市金城町波佐イ240
浜田市金城町長田イ453 - 3	奥本 忠行	浜田市金城町長田イ221
浜田市金城町長田口262 - 56	飯田 美代子	浜田市金城町長田イ911 - 1
浜田市金城町小国八392 - 24	桑原 春隆	大阪府高槻市櫻ヶ丘北町15 - 25号
浜田市金城町長田イ405	藤本 毅	奈良県大和高田市池田244 - 7
安来市広瀬町奥田原1773、1774、1784	中矢 京子	鳥取県米子市皆生249
安来市伯太町草野516 - 1	齊木 直彦	東京都江東区亀戸5 - 38 - 29
安来市伯太町草野510	青戸 栄藏	鳥取県日野郡日南町折渡村168

浜田市金城町長田口262 - 64	青木 和子	浜田市金城町長田イ213 - 1
安来市伯太町下十年畑680 - 2、685、686	足立 トミ	安来市伯太町下十年畑98
安来市広瀬町奥田原1744、1758、1770から1772まで	板根 信次	鳥取県米子市西福原1139
安来市伯太町上十年畑736、787	板金 徳太郎	安来市伯太町上十年畑190
安来市伯太町草野562	妹尾 繁太郎	安来市伯太町草野105
安来市伯太町草野562	妹尾 忠夫	安来市伯太町草野105
安来市伯太町下十年畑680 - 2、685、686	稲田 定雄	安来市伯太町下十年畑596
安来市広瀬町奥田原1761 - 1	今岡 清	安来市広瀬町広瀬123 - 8
安来市広瀬町上山佐1231、1232 - 2、1247 - 4、2931	岩田 幸一	安来市広瀬町上山佐1000
安来市広瀬町上山佐2241、2242、2246、2247、2247続1、2335	岩田 隆史	安来市広瀬町広瀬1635 - 4
安来市広瀬町上山佐2241、2242、2246、2247、2247続1、2335	岩田 京子	安来市広瀬町広瀬1635 - 4
安来市広瀬町上山佐2241、2242、2246、2247、2247続1、2335	岩田 俊和	安来市広瀬町広瀬1635 - 4
安来市広瀬町上山佐2954内13、2955内14	岩田 善市	安来市広瀬町上山佐1111
安来市広瀬町上山佐2809	岩田 年弘	安来市広瀬町上山佐740
安来市広瀬町上山佐1279、2457、2458、2460から2463まで	岩田 清太郎	安来市広瀬町上山佐1471
安来市広瀬町上山佐2954内13、2955内14	岩田 金三郎	安来市広瀬町上山佐1093 - 2
安来市伯太町上十年畑736	海老名 傳次郎	安来市伯太町上十年畑251
安来市伯太町上十年畑783 - 2	海老名 三郎	安来市伯太町上十年畑251
安来市伯太町上十年畑709	小原 幸作	安来市伯太町下小竹80屋敷
安来市伯太町上十年畑783 - 2	大塚 紀美代	松江市東忌部町900 - 3
安来市伯太町上十年畑783 - 2	大塚 イサコ	松江市東忌部町900 - 3
安来市伯太町上十年畑783 - 2	大塚 嗣美	松江市東忌部町900 - 3
安来市広瀬町奥田原1365内1	加納 保	安来市広瀬町奥田原32
安来市広瀬町上山佐2368続1	加納 儀太郎	安来市広瀬町上山佐961
安来市広瀬町上山佐2893、2894 - 3、2899 - 3	加納 延幸	安来市広瀬町上山佐981
安来市広瀬町上山佐2954内13、2955内14	加納 勇左衛門	安来市広瀬町上山佐961
安来市広瀬町上山佐2954内13、2955内14	加納 瀧悦	安来市広瀬町上山佐981
安来市広瀬町上山佐2955内10、2954 - 32	加納 勝美	安来市広瀬町上山佐961
安来市広瀬町上山佐2954内13、2955内14	加納 順太郎	安来市広瀬町上山佐934
安来市伯太町上十年畑734 - 1、783 - 2	川上 清晴	安来市伯太町上十年畑403
安来市伯太町上十年畑736	川上 喜助	安来市伯太町上十年畑403
安来市伯太町上十年畑736	川上 善左衛門	安来市伯太町上十年畑29 - 1
安来市伯太町上十年畑708 - 1	川上 寛	安来市伯太町草野504
安来市伯太町草野510	川上 此一郎	安来市伯太町草野504
安来市広瀬町奥田原1456 - 1、1456 - 2	小林 吉堯	安来市広瀬町奥田原269
安来市広瀬町上山佐2954内13、2955内14	佐藤 幸	安来市広瀬町上山佐1144

安来市広瀬町上山佐1278	佐藤 喜幸	安来市広瀬町上山佐1144
安来市広瀬町上山佐2926 - 1	塩谷 雄司	鳥取県米子市角盤町 4 - 96
安来市広瀬町上山佐1243 - 1、1247 - 3、広瀬町 奥田原1367内 1、1368、1371、2064 - 12064 - 2	塩谷 喜子	鳥取県米子市角盤町 4 - 38
安来市広瀬町上山佐1232 - 1、1235から1238ま で、2923	塩谷 宗平	鳥取県米子市角盤町 4 - 38
安来市伯太町下十年畑680 - 2、685、686	篠田 貞子	安来市伯太町下十年畑75
安来市伯太町下十年畑698 - 19	篠田 公光	大阪府吹田市長野東27 - D 4 - 411号
安来市伯太町下十年畑680 - 2、685、686	篠田 慶一	安来市伯太町下十年畑164
安来市広瀬町上山佐2250、2954内13、2955内14	須藤 常藏	安来市広瀬町上山佐932
安来市広瀬町上山佐2954内11	須藤 清左衛門	安来市広瀬町上山佐932
安来市広瀬町上山佐2935 - 1	仙田 芳弘	安来市広瀬町広瀬533
安来市伯太町草野516 - 1	添田 威美	鳥取県米子市福市1845
安来市広瀬町上山佐2954内13、2955内14	田邊 房吉	安来市広瀬町上山佐1471
安来市広瀬町上山佐2972、2973内 2	田邊 清太郎	安来市広瀬町上山佐2996 - 5
安来市広瀬町上山佐2954内13、2955内14	手槌 金一	安来市広瀬町上山佐915 - 1
安来市伯太町下十年畑680 - 2、685、686	仲田 ちとせ	安来市伯太町下十年畑108
安来市伯太町上十年畑783 - 2	濱田 忠之助	安来市広瀬町布部1875
安来市広瀬町上山佐2954内13、2955内14、2272	比高 福太郎	安来市広瀬町上山佐2185
安来市広瀬町上山佐1243 - 2、2249、2249内 1、 2278、2954内10	平井 敏正	鳥取県米子市両三柳2603
安来市伯太町下十年畑680 - 2、685、686	福板 宇一郎	安来市伯太町下十年畑131
安来市伯太町上十年畑736	藤田 忠藏	安来市伯太町上十年畑507
安来市伯太町上十年畑709、736、787	藤井 嘉太郎	安来市伯太町上十年畑769
安来市伯太町下十年畑680 - 2、685、686	平木 長太郎	安来市伯太町下十年畑93
安来市伯太町上十年畑734 - 1	細田 幹雄	安来市伯太町上十年畑482
安来市伯太町上十年畑736	細田 ナツ	安来市伯太町上十年畑482
安来市伯太町下十年畑680 - 2、685、686	宮本 常二郎	安来市伯太町下十年畑59
安来市伯太町下十年畑680 - 2、685、686	宮本 佐次郎	安来市伯太町下十年畑48
安来市伯太町下十年畑680 - 2、685、686	宮本 常三郎	安来市伯太町下十年畑407
安来市伯太町上十年畑736	山本 利右衛門	安来市伯太町上十年畑371
安来市広瀬町上山佐2898	山佐農業協同組 合	安来市広瀬町上山佐644 - 1
安来市広瀬町上山佐2806	安井 哲郎	安来市広瀬町上山佐808
安来市広瀬町上山佐1244、2927	横井 千尋	安来市広瀬町西比田1446 - 3
安来市伯太町草野591 - 3	栗田 節子	鳥取県日野郡日南町折渡881
浜田市金城町小国イ998 - 3	奥本 勘治	不明
安来市伯太町下十年畑685、686、680 - 2	(有)赤屋村信 用売買販売利用 組合	不明
安来市広瀬町上山佐2923内 1、1239、1240	岩田由太郎	不明

水源のかん養

島根県告示第827号

平成19年島根県告示第753号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
飯石郡飯南町真木1034	(株)角倉銀行三次支店	広島県三次市三次町1571
飯石郡飯南町真木1032	安部 フイ	飯石郡飯南町小田488
飯石郡飯南町真木1032	石田 盛三郎	飯石郡飯南町真木634
飯石郡飯南町真木1032	奥野 太四郎	飯石郡飯南町真木322
飯石郡飯南町真木1454	奥野 霍市	飯石郡飯南町小田496
飯石郡飯南町真木1043	奥野 左四郎	飯石郡飯南町真木322内1
飯石郡飯南町真木1032	小野 新次郎	飯石郡飯南町真木439
飯石郡飯南町真木1037	中岡 鹿五郎	飯石郡飯南町上来島926
飯石郡飯南町真木1013 - 1、1044、1056、1057	藤原 孝次	広島県広島市佐伯区皆賀4丁目19-68
飯石郡飯南町真木1032	藤原 幸市	飯石郡飯南町真木307
飯石郡飯南町真木1387	松原 久利	飯石郡飯南町真木650
飯石郡飯南町真木1032	山根 豊市	飯石郡飯南町真木554
飯石郡飯南町真木1032	吉岡 松太郎	飯石郡飯南町真木228
飯石郡飯南町真木1032	吉岡 万四郎	飯石郡飯南町真木576

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第828号

平成19年島根県告示第773号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を関係市役所及び奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市木次町寺領 1859 - 6、1859 - 8、1859 -	井上 利雄	雲南市木次町飯田786 - 1

9		
雲南市木次町寺領 1859 - 6、1859 - 8、1859 - 9	千原 益則	雲南市木次町寺領141
仁多郡奥出雲町亀嵩3413 - 1	青戸 計	仁多郡奥出雲町亀嵩702 - 5
益田市美都町坂井川 1228、1229 - 2、1230	藤原 清香	益田市美都町坂井川32
益田市美都町坂井川 1216、1217、1220から1222まで、1240、1243、1245、1248、1249、1216 - 1から1216 - 4まで、1231 - 2、1232 - 2、1233 - 2、1239 - 2、1239 - 3、1244 - 1、1244 - 2	滝川 一	大阪府布施市中小阪418

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第829号

平成19年島根県告示第774号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
飯石郡飯南町井戸谷524 - 4、534	井上 次三	飯石郡飯南町井戸谷 6
飯石郡飯南町井戸谷535 - 1	品川長治郎	飯石郡飯南町井戸谷16

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第830号

平成19年島根県告示第775号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市大東町刈畑1804	黒川 光美	雲南市大東町刈畑935 - 1

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第831号

平成19年島根県告示第778号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を関係市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市木次町東日登1896 - 1、1897	藤井 高文	東京都北区王子6 - 2 - 4 - 405
出雲市上島町字奥原4000	黒田 繁雄	出雲市上島町530

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第832号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	出雲市停車場線	出雲市今市町字新町702番7地先から同町字中町704番3地先まで	前	メートル 14.50 ~ 18.60	メートル 43.80	出雲県土整備事務所 街路事業 拡幅
			後	25.00 ~ 26.50	43.80	
"	逢坂今市線	出雲市今市町北本町1丁目1番3地先から同1番13地先まで	前	14.00 ~ 26.00	50.00	道路改良工事 拡幅
			後	14.00 ~ 38.00	50.00	
"	大国馬路停車場線	大田市仁摩町天河内字門畑570番11地先から同町天河内字権現1221番4地先まで	前	5.00 ~ 10.50	474.00	県央県土整備事務所大田事業所 道路改良工事 拡幅
			後	5.00 ~ 16.00	474.00	

島根県告示第833号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲市停車場線	出雲市今市町115番1地先から同町字中町704番3地先まで	メートル 410.00	平成19年 10月16日	出雲県土整備事務所	
〃	温泉津川本線	大田市温泉津町井田イ931番7地先から同イ311番2地先まで	420.00	平成19年 10月16日	県央県土整備事務所大田事業所	
〃	匹見左鐙線	鹿足郡津和野町左鐙横岩平2440番9地先から同町左鐙高垣古屋床上ミ1026番5地先まで	810.00	平成19年 10月16日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	

島根県告示第834号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
松江市東津田町及び山代町
安来市東赤江町、佐久保町及び黒井田町
八束郡東出雲町大字出雲郷、春日、須田及び内馬
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

公 告

島根県立美術館条例（平成16年島根県条例第50号）第6条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成19年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 募集の目的
平成11年3月に、松江市の宍道湖岸に設置した島根県立美術館（以下「美術館」という。）は、「県民に開かれた美術館」、「芸術活動を育成する美術館」及び「水と調和する美術館」の3つを基本的な性格とし、美術その他の芸術文化に関する知識及び教養の向上を図り、県民文化の振興に寄与することを目的とする施設である。
美術館の管理については平成17年度から指定管理者制度を導入しているところであるが、このたび指定期間の満了に

に伴い、島根県立美術館条例第6条第1項の規定に基づき、次期指定管理者を募集することとした。

2 施設の概要

(1) 島根県立美術館

ア 所在地 松江市袖師町1番5号

イ 施設規模

- (ア) 敷地面積 14,746平方メートル
- (イ) 建築面積 9,311.92平方メートル
- (ウ) 延床面積 12,498.88平方メートル(地上2階)
- (エ) 構造種別 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

ウ 施設内容 展示室(6室)、ギャラリー、ホール、ロビー、収蔵庫、事務室等

(2) 島根県立美術館駐車場

ア 所在地 松江市幸町

イ 施設規模 敷地面積 7,708.78平方メートル

ウ 施設内容 駐車場(約200台)、公衆トイレ(建物面積34.67平方メートル)

(3) 入居施設

ア レストラン 目的外使用許可面積 173.64平方メートル

イ ミュージアムショップ 目的外使用許可面積 47.04平方メートル

3 指定管理者が行う業務

- (1) 美術館のギャラリー及びホール並びにこれらの付属設備の使用の許可に関する業務
- (2) 美術館の使用料及び観覧料の徴収に関する業務
- (3) 美術館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 美術館の総合案内等に関する業務
- (5) 美術館の広報・利用の促進に関する業務
- (6) その他仕様書に記載する業務

詳細は、業務仕様書を参照すること。

島根県と指定管理者の業務区分について

美術館業務の一部は、島根県が直接運営する。島根県と指定管理者の業務区分はおおよそ次のとおりである。

業 務 区 分	業 務 内 容	運営主体
学 芸 業 務	企画展及び常設展事業 美術品の収集保存及び調査研究 美術教育普及事業 県予算の執行・管理 等	島根県
施設運営業務	貸館(ギャラリー及びホール)事業 使用料及び観覧料の徴収・管理 総合案内及び企画展・常設展の受付・監視 美術館広報(企画展等を含む。)、利用促進 等	指定管理者
施設管理業務	施設・設備の維持管理 警備、清掃 等	

4 指定期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

島根県が支払う委託料の額は、次に示す年間委託額を上限とする。委託料は、分割支払とすることとし、支払時期や分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定書で定めるものとする。

なお、災害時等の特別の場合を除き原則として増額しないので、事業計画及び収支計画立案の際は注意すること。

年間委託額 261,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

年間収入目標額 7,400千円

年間収入目標額は、ギャラリー、ホール及び駐車場の使用料収入を対象とする。

年間収入額に収入目標額の±10パーセント以上の変動があった場合、その2分の1（対象経費10万円以上）を翌年度（最終年度においては、当該年度）の委託料に反映させるものとする。

6 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当することが必要である。

- (1) 島根県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 応募の手続

(1) 提出書類

応募にあたっては、次の書類を提出すること。

ア 申請書

島根県立美術館条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第28号）に定める様式第1号

イ 事業計画書

次の内容を記載すること。

(ア) 管理の基本方針

(イ) 利用者の安全確保及びサービス向上のための方策

(ウ) 管理運営の組織図及び職員の配置状況

ウ 指定管理期間各年度分及び期間を通じての収支予算書

エ その他の申請に必要な書類

(ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

(イ) 法人にあつては、当該法人の登記簿の謄本

(ウ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(エ) 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(オ) 役員の名簿及び略歴を記載した書類

(カ) 団体の概要を記載した書類

(キ) 印鑑証明書

(ク) 納税証明書

a 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（平成19年6

月末時点のもの)

b 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書(直近1年間の納税証明書で提出日において発行の日から3月以内のもの)

(2) 提出部数

正本1部及び副本7部(副は複写可)。ただし、(1)エの(ア)、(イ)、(ウ)及び(ク)については、正本1部及び副本1部。

(3) 提出場所

16に記載する場所

(4) 提出期限

平成19年11月30日(金)午後5時まで。郵送の場合は書留とし、平成19年11月30日(金)午後5時必着とする。

(5) 提出方法

郵送又は持参

(6) 応募に当たっての留意事項

ア 応募に際して必要となる経費は、すべて応募者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。

オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

(ア) 応募書類に虚偽の記載があったとき。

(イ) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。

(ウ) その他不正な行為があったとき。

8 募集要項及び仕様書の配付

(1) 配付期間

平成19年10月16日(火)から平成19年11月26日(月)までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(2) 配付場所

16に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時 平成19年11月6日(火)午後2時から午後4時まで

(2) 集合時間及び集合場所 美術館講義室に午後1時50分に集合すること。

(3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書の説明

イ 美術館の施設見学

(4) 参加申し込みの方法等

現地説明会への出席を希望する応募者は、参加申出書を次のとおり作成し提出すること(1団体の出席者は3名までとする。)

ア 参加申出書の記載内容 団体名、出席予定者(職・氏名)、連絡先(住所・電話番号)

イ 提出場所 16に記載する場所

ウ 提出期限 平成19年10月31日(水)午後5時まで

エ 提出方法 郵送又は持参

10 指定管理者の候補の選定

島根県立美術館条例第7条の規定による基準に基づき、島根県立美術館指定管理者候補選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審査を行い、指定管理者の候補(以下「候補者」という。)を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者及び専門家などの 5 名の委員で構成する。なお、選定委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聞くこともある。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(3) 審査の項目

ア 運営方針・実績

イ 財政基盤

ウ 施設運営の理念・意欲

エ サービス提供体制

オ サービスの質の確保・向上

カ サービス提供内容

キ 広報・誘客対策等の利用促進策

ク 危機管理体制

ケ 収支計画

(4) 選定方法

ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査基準に基づき行う。

イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等を書類審査の後、プレゼンテーションを行う。書類審査の結果は、平成19年12月6日(木)までに連絡する。

ウ プレゼンテーションは、平成19年12月下旬に実施の予定である。

エ 候補者の選定は1月上旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに申請者名と選定結果(選定または非選定)を公表する。

オ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

カ 委員会は、非公開とする。

11 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要である。したがって、10(4)で選定した候補者を、平成20年2月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者で業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の基本協定(指定期間、個人情報の保護、指定の取消に関する事項、業務の責任分担等)及び毎年度締結する年度協定(当該年度の業務実施内容、指定管理料の支払方法、当該年度必要となる責任分担事項等)を締結する。

協定を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

なお、協定の発効は、平成20年4月1日を予定している。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告し

なければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議することとする。

(5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

14 質疑等

(1) 募集要項、業務仕様書等に関する質疑については、募集要項に定める質疑票により平成19年11月9日(金)午後5時までにはファクシミリで提出すること(質疑は、ファクシミリ以外での受付は行わない。)。

(2) 質疑に対する回答は、募集要項に定める質疑回答票により現地説明会出席団体に対し、平成19年11月14日(水)に行う。なお、現地説明会出席団体以外で、質問に対する回答を希望する団体は、同年11月9日(金)までに島根県環境生活部文化国際課までファクシミリ(0852-22-6412)でその旨連絡すること。

(3) 候補者の選定後に募集要項その他の関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないので留意すること。

15 留意事項

(1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

(2) 美術館の管理のため新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。

(3) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決(平成20年3月上旬予定)までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(4) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。

(5) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(6) 島根県立美術館条例、島根県立美術館条例施行規則、島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)及び島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)その他関係法令を承知の上で応募すること。

16 問合せ先

(1) 郵便番号 690-8501

(2) 住所 島根県松江市殿町1番地

(3) 担当部局 島根県環境生活部文化国際課

(4) 電話 0852-22-5878

(5) ファクシミリ 0852-22-6412

島根県立はつらつ体育館条例（平成15年島根県条例第26号）第6条の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成19年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県立はつらつ体育館は、障害者スポーツの振興を図り、もって障害者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するため設置された施設である。

本施設の管理には、多様化する住民ニーズにより効果的、かつ、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に創設された「指定管理者制度」を採用したところであり、施設の管理を行う指定管理者を募集することとした。

2 指定管理者が管理する施設の概要

(1) 施設名 島根県立はつらつ体育館

(2) 所在地 島根県松江市上乃木7丁目1番27号

(3) 施設の概要

ア 敷地 約9,379.52㎡

イ 施設 鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建ほか

3 指定管理者が行う業務

(1) 島根県立はつらつ体育館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関する業務

(2) 施設等の使用料の徴収に関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

(4) その他付随する業務

4 指定期間

平成20年4月1日から2年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費（含まれる経費等詳細については、仕様書に記載）

年間委託額6,723千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

6 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

(1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

(6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続

(1) 申請書

島根県立はつらつ体育館条例施行規則（平成16年島根県規則第76号。以下「規則」という。）に定める様式第1号

(2) 事業計画書

事業計画書の大きさはA4版とし、次の内容を記載すること。

- ア 応募理由
- イ 管理運営の方針
- ウ 管理運営の体制（組織の体制、責任者の略歴、雇用計画等）
- エ 指定管理期間各年度分及び期間を通じての管理運営に要する経費の総額及び内訳

(3) その他申請に必要な書類

- ア 活動実績書（規則に定める様式第2号）
- イ 過去3年間に活動している場合にあつては、過去3年間の決算書
- ウ 定款等、印鑑証明書、法人登記簿謄本及び納税証明書

(4) 提出部数

正本1部及び副本10部。ただし、(3)ウについては、正本1部

(5) 提出場所、提出期限及び提出方法

- ア 提出先
15に記載する場所
- イ 提出期限
平成19年12月11日（火）午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、平成19年12月11日（火）午後5時必着とする。
- ウ 提出方法
郵送又は持参

(6) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却しない。
- イ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

8 仕様書の配付

(1) 配付期間

平成19年10月16日（火）から平成19年12月10日（月）までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 配付場所

15に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

- (1) 開催日時 平成19年11月2日（金）午前10時から正午まで
- (2) 集合場所及び集合時間 島根県立はつらつ体育館玄関前に午前9時50分に集合のこと。
- (3) その他 現地説明会に出席を希望する応募者は、平成19年10月26日（金）までに15に記載する場所まで連絡すること。

10 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

- ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

(2) 審査の項目

- ア 管理運営の方針

イ 管理運営に要する経費

ウ 管理運営体制

(3) 選定方法

ア 指定管理者の選定は、島根県健康福祉部所管の公の施設指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、別途定める選定基準に基づき行う。

イ 指定管理者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等を書類審査の後、プレゼンテーションを行う。書類審査の結果は、平成19年12月13日（木）までに連絡する。

ウ プレゼンテーションは、平成19年12月に実施の予定である。

エ 委員会は、非公開とする。

オ 申請者名は、選定後公表する。

カ 審査結果は、開示する。

11 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。10(3)で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として、平成20年2月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者の指定となる。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、島根県立はつらつ体育館の管理に関する協定（又は契約）を締結する。協定等を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定等で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

14 留意事項

(1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

(2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(3) 島根県立はつらつ体育館の管理のため新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。こと。

(4) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成20年2月予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(5) 選定事業者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定

しないことがある。

(6) 指定管理者が、協定等の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定等を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(7) 島根県立はつらつ体育館条例、規則その他関係法令を承知の上で申請すること。

15 書類の配付場所及び提出先（問合せ先）

(1) 郵便番号 690 - 8501

(2) 住所 島根県松江市殿町128番地

(3) 担当部局 島根県健康福祉部障害者福祉課自立支援給付グループ

(4) 電話 0852 - 22 - 5239

(5) ファクシミリ 0852 - 22 - 6687

正

誤

平成19年 9 月28日付け島根県報号外第108号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	上から 2	島公指（公）	島交指（公）